

## 建設工事及び設計・測量・建設コンサルタント等業務の委託の 予定価格の事前公表について（お知らせ）

知 多 市

知多市では、市が発注する業務の入札及び契約手続きの透明性の向上と公正な競争の促進を図るため、建設工事については平成15年10月1日から、設計・測量・建設コンサルタント等業務の委託については平成18年7月1日から、入札執行前に行う予定価格の公表を本施行しています。

### 1 事前公表の対象

事前公表の対象は、建設工事のうち制限付き一般競争入札又は指名競争入札で行うもの及び設計・測量・建設コンサルタント等業務の委託のうち指名競争入札で行うものです。

### 2 公表する予定価格

事前公表する価格は、予定価格の108分の100の価格（入札書比較価格）です。

### 3 事前公表の方法

制限付き一般競争入札については入札公告へ予定価格を記載することにより、指名競争入札については「指名競争入札について（通知）」へ予定価格を記載するとともに、予定価格を記載した「指名業者選定調書」を市役所2階入札情報掲示板に掲示することにより公表します。

### 4 入札の回数

事前公表を行う入札については、入札回数を1回とし、再度の入札は行いません。

### 5 工事費内訳書（委託費内訳書）の提出

事前公表を行う入札については、建設工事にあつては「工事費内訳書」を、設計・測量・建設コンサルタント等業務の委託にあつては「委託費内訳書」を入札書とともに提出することが必要です。開札時に内容を確認させていただきますので、適正に積算のうえ提出してください。

### 6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効となりますのでご注意ください。

- (1) 予定価格を超える価格の入札
- (2) 工事費内訳書（委託費内訳書）が提出されない入札
- (3) 工事費内訳書（委託費内訳書）の工事価格（業務価格）を超える価格の入札

※工事費内訳書（委託費内訳書）について、記名・押印がないもの（押印については電子入札の場合を除く。）、工事価格（業務価格）が記載されていないもの又は内訳欄の金額がすべて記載されていないものは、工事費内訳書（委託費内訳書）が提出されない入札として無効とします。

ご不明な点につきましては、担当課又は財政課までお問い合わせください。